

公示番号：180226

国名：ラオス

担当部署：ラオス事務所

案件名：公共投資計画管理改善プロジェクト詳細計画策定調査（公共財政管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：公共財政管理
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年8月下旬から2018年11月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 1.40M/M、合計 1.90M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 5日 | 42日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年8月21日
(火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

| | |
|----------|---------------|
| 類似業務 | 公共財政管理に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | ラオス／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」）では、中長期開発戦略として国家社会経済開発計画（National Socio-Economic Development Plan: NSEDP）を5年毎に策定し、更にそのNSEDPの目標を達成するために実施する、具体的な公共投資事業を列挙した5カ年公共投資計画（Five-Year Public Investment Plan : 5YPIP）を策定している。公共投資事業の運営管理全般の責任と権限を有する計画投資省（Ministry of Planning and Investment: MPI）は、公共投資事業の審査を行い、事業の妥当性や効率性等を検証するとともに、事業の定期的なモニタリング及び評価を実施し、その結果を国民議会に報告する役割を担っている。

しかし、MPI及びその出先機関にあたる県計画投資局や郡計画投資事務所は、事業監理についての知見や能力に乏しく、また財務省、セクター省、県等の関係機関との調整・連携が不足しているために、全体としてラオスの公共投資事業が効果的に実施されているとは言い難い状況が続いていた。

こうした背景の下、ラオスの要請を受けたJICAは、ラオス政府が主体性をもって公共投資事業を適切に審査、評価できるようになることを目的として、技術協力プロジェクト「公共投資プログラム運営監理能力向上プロジェクト(PCAP1)」(2004年11月～2007年10月)、「公共投資プログラム運営監理強化プロジェクト(PCAP2)」(2008年3月～2011年8月)、「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト(PCAP3)」(2012年3月～2016年9月)を実施してきた。

しかしながら、新規公共投資事業の審査の際、正確な予算情報がないままにMPIが事業の実施を承認してしまい、必要な費用を適切に予算化できず、予算の裏付けがないにも関わらず公共事業を開始してしまうような事態が少なからず発生している。また、予算法や公共投資法の改正に伴い、これまでのPCAP1～3で開発されたツール・手法を見直し・改訂する必要性が生じている。こうした状況に取り組むために、2016年、MPIはJICAに新規の技術協力を要請してきた。これを受けたJICAは、2017年3月～4月に「公共投資・財政管理分野における情報収集・確認調査」を実施し、現状及び優先課題を明らかにした。これまでのPCAPによる支援では、主に個別事業の評価手法に焦点を当ててきたが、公共事業の実施計画と予算計画をリンクさせることが喫緊の課題であるので、公共投資5カ年計画策定支援と公共投資事業サイクル管理を財務管理の面から強化することを支援枠組みにすることが妥当、というのが同調査の結論である。よって、新しい協力では、MPIと財務省の2機関をカウンターパート機関に据えるとの想定である。

引き続きJICAは、二段階方式での実施を念頭に、2017年7月～8月に基本計画策定調査を実施し、プロジェクトの枠組み及び実施体制（計画投資省及び財務省）の検討、中期的財政枠組みと中期的公共投資管理の方向性等の確認を行ったところで、新規プロジェクトの概略についてラオス側関係者と合意に至り、その結果をM/Mの

形で取りまとめた。

その後、同 M/M を基に二段階方式案件として R/D の署名手続きを進めてきたが、今般プロジェクトの規模、投入、予算を大幅に見直す必要が生じ、当初想定していた協力期間を 5 年間から 3 年間に縮小、二段階方式も取りやめ一段階方式案件に変更するとの結論に至り、R/D 署名手続きも中断しているところである。他方、かかる方針変換で関連手続きを中断している間に、当該分野で関連省庁や他ドナーの活動に新たな動きが見られ、協力開始前に状況の変化を改めて確認する必要が生じてきた。このため、当該分野の現状や当初の予定からの変更点を踏まえ、本案件のデザインを再構築することを目的に、詳細計画策定調査を実施することになった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本件を主管する JICA ラオス事務所所員等を団員とする詳細計画策定調査団の一員として、団内メンバーと協力して、ラオスにおける公共財政管理の状況を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。具体的担当事項は次の通りとする。

(1) 国内準備期間 (2018 年 8 月下旬)

- ①要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)のうえ、現地調査で収集すべき情報を検討し、リスト化する。
- ②プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) (和文、英文)、PO (Plan of Operation) (和文、英文)の修正案を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2018 年 9 月上旬～10 月中旬)

- ①現地で収集すべき情報や現地でのスケジュールについて、JICA ラオス事務所と打ち合わせる。
- ②ラオス側関係機関 (MPI、財務省他) から、中期予算枠組みの導入状況、公共事業法に基づく公共事業選定プロセス、地方における状況、関連分野の政府方針、他、プロジェクトの内容を検討するのに必要な情報を入手し、分析する。
- ③JICA ラオス事務所が保有している当該分野におけるドナーマトリックスの情報に基づき、他ドナー (世銀、ADB、EU 等) とのアポを取り付け、関連分野における中期予算枠組み支援や公共債務管理法、公共事業管理支援等の各機関の支援状況について情報収集を行う。
- ④収集情報を整理・分析し、分析結果を調査団のメンバーと共有する。
- ⑤プロジェクトの基本計画を再検討し、PDM 修正案 (和文、英文)、PO 修正案 (和文、英文)の作成に協力する。
- ⑥MPI 他との協議で合意された内容に基づき、討議議事録 (R/D) (案) (英文) 及び ミニッツ (M/M) (案) (英文) を取りまとめるのに協力する。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果を団内で共有し、JICA ラオス事務所に報告する。
- ⑧公共財政管理の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和文) の作成に協力する。
- ⑨2019 会計年度の予算策定プロセスの進捗状況、PCAP3 までで整備された各種マニュアルの実際の利用状況などの、これまでの調査で得られた情報について、実際に各省庁に出向き、実態を確認する (ラオスにおいては、各省職員の制度運用や課題についての認識が、実態と合致していないケースが散見されるため裏取りのような作業を

- ます。
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA がアレンジします。
 - カ) 執務スペースの提供 なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下①～④の資料を、JICA ラオス事務所 (E-mail: Asada.Yoshinori@jica.go.jp) から送付します。送付を希望される方は、上記アドレス宛にメールをお送りください。

- ①本業務に係る要請書
- ②情報収集確認調査報告書
- ③基本計画策定調査報告書
- ④現行 R/D (案)

- ⑤本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすること

を想定しています。

以上